

財務省告示第三百九十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十月十六日に発行する利付国債の発行条件を次のとおり告示する。
平成十八年十月十三日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（二年）（第十九回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項	成十三年度法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に、額面金額で九百億円	額面金額で七百六十億二千二百
			年七千七百六十万円、平成十八年度における財政運営のため	
			公債の発行の特例等に関する法律	
			第二条第一項の規定に基づき	
			発行する利付国債に	

六	七	八	九	十	十	十
払込金額	最低額面金額	振替単位	発行日	集の価格	利率	経過利子の

四
十
万
円

九
百
一
億
四
千
四
百
万
円

五
万
円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十八年十月十六日

額面金額百円につき百円十六銭

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に「七パーセント」を加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合に、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税

十三 初期利子

の税率を乗じた金額を控除
すのことができない。
平成十九年四月十五日を
とし、次の算式により算出
金額を支払う。ただし、支
が銀行休業日に当たるとき
その翌営業日に支払うこと
次号及び第十五号において
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.7}{2} \times 1$$

十四 第二期利子

毎年四月十五日及び十月
を支払期とし、各支払期
て、その日以前六月間に
利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十年十月十五日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払込期日

平成十八年十月三日から
平成十八年十月十六日